

福祉生活病院常任委員会資料

(令和3年3月2日)

〔件 名〕

- 1 鳥取県環境教育等行動計画の改定に係るパブリックコメントの実施について
(低炭素社会推進課)・・・2
- 2 エジンバラ宣言への賛同署名式及び令和2年度鳥取県環境立県推進功労者
知事表彰の授与について
(緑豊かな自然課、低炭素社会推進課)・・・4
- 3 「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2025」の策定について
(緑豊かな自然課)・・・6
- 4 令和3年度鳥取県食品衛生監視指導計画(案)について
(くらしの安心推進課)・・・7
- 5 いかのおすしダンス動画の公開及び募集について
(くらしの安心推進課)・・・11
- 6 鳥取県天神川流域下水道事業の経営戦略の策定について
(水環境保全課)・・・12
- 7 上・下水道広域化・共同化検討会の開催概要について
(水環境保全課)・・・14
- 8 令和2年度湖山池会議の開催概要について
(水環境保全課)・・・16
- 9 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(住まいまちづくり課ほか)・・・17

生活環境部

鳥取県環境教育等行動計画の改定に係るパブリックコメントの実施について

令和3年3月2日
低炭素社会推進課

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条に基づく「鳥取県環境教育等行動計画」（平成26年策定）について、社会環境の変化や「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」の策定（令和2年3月）等を踏まえた内容の見直しを行い、本県の目指す持続可能な社会の実現に向けた環境教育等の方向性を明確化することによって取組の一層の推進に繋げていくこととしている。

この度、改定案について広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施する。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間 令和3年3月1日（月）から3月15日（月）まで
- (2) 応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民参画協働課、総合事務所意見箱等

2 改定の概要

- (1) 鳥取県が目指す方向性の反映

令和新時代とっとり環境イニシアティブプランが目指す持続可能な社会への方向性を、環境教育等の取組ビジョンとして反映する。

【令和新時代とっとり環境イニシアティブプランが目指すもの】

- ・環境分野のSDGs達成を念頭に、鳥取県の健全で恵み豊かな環境を持続可能なものにする。
- ・暮らし・地域・経済の各ステージの取組の相互作用により持続的に発展可能な仕組みを目指す。

【環境教育等の取組の方向性】 持続可能な社会の実現に向けた協働と人づくり

- ・持続可能な地域づくりに向けて県民一人ひとりが行動・あらゆる主体が環境への意識を高め、環境教育等に連帯して参画・次世代を担う子どもたちの豊かな感性・能力を社会全体で育成

- (2) 環境教育等の柱となる考え方と取組の整理

環境教育等推進の柱として4つの方向性を明確化し、これらに基づいて取組を整理すると共に、国の基本方針や県のイニシアティブプラン等を踏まえた新たな取組内容を追加する。

持続可能な社会に向けた協働・人づくり

① 持続可能な未来を担う次世代の育成

幼児期からの環境意識醸成、学校教育における発達段階に応じた学びの推進、学校活動を通じた学びの環境づくり、星空や自然環境を活用した教育の推進、地域の場における多様な学びの推進

② より良い地域づくりに向けたあらゆる主体の行動と参画

主体的行動を促す普及啓発の推進、多様な学びや活動の機会・場の提供、事業者における取組の推進、民間団体の取組支援

③ 地域の環境活動をリードする人材の育成・活用

地球温暖化防止活動推進員（とっとりエコサポーターズ）の育成、とっとり環境教育・学習アドバイザーの活用、事業者等の取組を牽引するリーダーの育成

④ 様々な主体が連携したパートナーシップの推進

行政・関係機関・事業者・NPO等の連携、学術機関・研究機関との連携、大学生等の若い世代の参画、国際連携による取組

【新たに追加した主な取組】

- ・幼児期の環境教育として、豊かな自然を活用した保育や自然体験活動を推進
- ・学校教育における「持続可能な開発のための教育」（ESD教育）を推進
- ・星空環境を活用した教育の推進
- ・企業の率先的な環境配慮経営を推進
- ・「とっとり環境推進県民会議」による多様な主体の連携・協働の推進
- ・大学生等の若い世代の参画を推進

3 今後のスケジュール（予定）

- 令和3年3月 パブリックコメント実施、電子アンケート実施
3月下旬 常任委員会報告（パブリックコメント結果報告）
鳥取県環境教育等行動計画改定・公表

鳥取県環境教育等行動計画（改定案）の概要

1 計画の位置づけ

- ・「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条に基づく、都道府県の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画。
- ・「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」第19条の規定に基づく環境教育等の取組を推進し、「令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」の目指す将来の姿の実現を図るための行動計画。

2 環境教育等の取組の方向性

- ・鳥取県の美しく豊かな自然環境を守り育み、活力に満ちた社会を将来にわたって引き継いでいくためには、持続可能な地域づくりに向けて県民一人ひとりが行動し、現在から未来へと世代を越えて取組を繋げていくことが必要である。
- ・社会を構成するあらゆる主体が環境への意識を高め、環境教育や環境活動に連帯して参画していくと共に、未来を創る子どもたちの健やかな成長を支え、次世代の担い手たるにふさわしい感性や能力の礎を、社会全体で育んでいく。

3 環境教育等の推進に向けた主な取組

1 持続可能な未来を担う次世代の育成
幼少期からの環境意識の醸成（幼稚園・保育所と連携した学習会、自然体験活動の推進等）
学校教育における発達段階に応じた学びの推進（ESD教育の推進、教職員の資質向上等）
学校の活動を通じた学びの環境づくり（TEASによる環境配慮活動の推進、児童生徒の活動支援等）
星空環境を活用した教育の推進（星空環境を活用した教育機会の提供、星空保全地域の取組支援等）
地域の場における多様な学びの推進（こどもエコクラブの活動支援、多様な観点からの意識向上等）
2 より良い地域づくりに向けたあらゆる主体の行動と参画
主体的行動を促す普及啓発の推進（ホームページ等による情報提供の推進、多様な啓発活動の展開等）
多様な学びや活動の機会・場の提供（自然体験施設、ジオパーク、次世代エネルギーパーク等の活用等）
事業者における取組の推進（企業の環境配慮経営の促進、多様なCSR活動の推進）
民間団体の取組支援（NPO・自治会等の取組支援、優れた活動の表彰等）
3 地域の環境活動をリードする人材の育成・活用
地球温暖化防止活動推進員（とっとりエコサポーターズ）の育成（研修による資質向上等）
とっとり環境教育・学習アドバイザーの活用（アドバイザーの登録、講師派遣等）
事業者等の取組を牽引するリーダーの育成（事業者、団体等への学びの機会の提供等）
4 様々な主体が連携したパートナーシップの推進
行政、関係機関、事業者、NPO等の連携（多様な主体の連携促進、県民会議等の活用等）
学術機関・研究機関との連携（環境大学の活動充実、高等教育機関と連携した学習支援等）
大学生等の若い世代の参画（地球温暖化防止活動推進センターと連携した若者の事業参画等）
国際連携による取組（青少年の環境交流事業の推進、北東アジア地域の情報交換等）

4 取組状況の公表等

- ・「鳥取県環境白書」において、行動計画に基づく毎年度の取組状況や実績、評価等を公表する。
- ・「令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」の目標指標により、取組の進捗状況を管理する。

エジンバラ宣言への賛同署名式及び令和2年度鳥取県環境立県推進功労者知事表彰の授与について

令和3年3月2日
緑豊かな自然課
低炭素社会推進課

今年開催される生物多様性条約第15回締約国会議（以下「COP15」という。）で採択予定の次期世界目標「ポスト2020生物多様性枠組」に世界の地方自治体等の意見を反映することを求める「エジンバラ宣言」への賛同署名式を行った。また、署名式にあわせて鳥取県環境立県推進功労者知事表彰を行ったので報告する。

1 エジンバラ宣言について

- COP15では、2010年に愛知県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議で採択された世界的な戦略計画（愛知目標）を継承した新たな枠組（ポスト2020生物多様性枠組）が決定される予定である。
- 多くの項目が未達成に終わった愛知目標では自治体の役割が不明確という課題があったことから、「ポスト2020生物多様性枠組」に関して、世界の自治体の意見を集約するための協議がスコットランド政府主導のもと行われてきた。（エジンバラ・プロセス）
- エジンバラ宣言は、こうした協議のもと、「ポスト2020生物多様性枠組」やCOP15において、生物多様性に取り組む世界の自治体の意見を反映させること等を要求するものである。

2 エジンバラ宣言への賛同署名式について

(1) 概要

本県では鳥取県生物多様性地域戦略の策定、とっとり生物多様性推進センターの開設などを通じて、様々な主体と連携して生物多様性の保全に取り組んでいるため、宣言に賛同署名し、今後も積極的に生物多様性の保全を推進する決意を表明した。

○日 時 2月15日（月）午後4時30分から

○場 所 米子水鳥公園ネイチャーセンター 視聴覚室

○出席者 （公財）中海水鳥国際交流基金財団理事長 伊澤 勇人
（公財）中海水鳥国際交流基金財団常務理事兼米子水鳥公園ネイチャーセンター館長 神谷 要
米子水鳥公園ジュニアレンジャークラブ 金田 直人
なんぶハンザキ調査隊副会長 桐原 真希
鳥取県知事 平井 伸治

○内 容

署名式にあわせて環境立県の推進に顕著な功績を有する団体として、（公財）中海水鳥国際交流基金財団に鳥取県環境立県推進功労者知事表彰を授与した。また、南部町でオオサンショウウオの調査や保護活動を通じて、各主体と連携して生物多様性保全を実践している「なんぶハンザキ調査隊」の副会長 桐原真希氏による活動概要の紹介を行った。



(2) エジンバラ宣言賛同署名後の動き及び国内の署名状況

- スコットランド政府が主導して世界の自治体に署名を呼びかけており、署名を集約した後、生物多様性条約事務局に提出され、COP15の準備会合やCOP15に併催される第7回国際自治体会議において、署名状況を発表される予定である。
- 国内では愛知県が賛同署名を呼びかけ、2月22日現在、52自治体が署名済みである。

3 令和2年度鳥取県環境立県推進功労者知事表彰について

県内において環境保全のための実践活動、技術の開発・普及、教育啓発活動、廃棄物の適正処理の確保又は4Rの推進等を行い、環境立県の推進に顕著な功績のあった個人又は団体を称えるために設けられたものである。平成19年度から実施しており、これまで42者（13個人29団体）が受賞している。

<鳥取県環境立県推進功労者知事表彰受賞団体の概要>

○受賞団体（公財）中海水鳥国際交流基金財団

○功績等

同財団は、米子水鳥公園を開園当初（平成7年10月）から管理運営し、自然観察会など様々な普及啓発事業を通して自然環境に対する理解を深める機会を提供している。また、平成11年5月から毎月1回、小学生を対象に四季の様々な生物を観察する「子どもラムサールクラブ」を開催し、職員自らが講師となり、生物多様性の大切さを伝える等、環境教育を実施している。「子どもラムサールクラブ」の卒業生が独自に「ジュニアレンジャークラブ」を立ち上げ、中海・宍道湖一斉清掃への参加や子どもラムサールクラブの活動補助を率先して行う等、環境教育による人材育成の成果によって地域への環境保全効果が広がりを見せている。

【参考】エジンバラ宣言に賛同署名した52自治体（令和3年2月22日現在）

<道府県>16自治体

北海道、宮城県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、高知県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

<政令指定都市>8自治体

札幌市、仙台市、さいたま市、相模原市、名古屋市、神戸市、北九州市、熊本市

<市町村>28自治体

北海道礼文町、岩手県金ケ崎町、宮城県大崎市、宮城県登米市、栃木県小山市、埼玉県所沢市、千葉県野田市、千葉県いすみ市、東京都稲城市、新潟県佐渡市、石川県加賀市、石川県珠洲市、長野県松本市、愛知県豊橋市、愛知県岡崎市、愛知県豊田市、愛知県稲沢市、愛知県大府市、愛知県日進市、愛知県長久手市、愛知県東郷町、京都府木津川市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県豊岡市、広島県北広島町、山口県宇部市、宮崎県綾町、鹿児島県大和村

「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2025」の策定について

令和3年3月2日

緑豊かな自然課

令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2025」について、大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会で承認され、2月25日に公表されたので報告する。

1 経緯

大山隠岐国立公園は、平成28年度に他の7つの国立公園とともに「国立公園満喫プロジェクト」の取組を先行的、集中的に実施する国立公園として選定されたことを受けて、関係行政機関や地域関係者で構成する大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会を設立し、「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2020」を策定の上、登山道、避難小屋、展示施設等の改修や案内板の多言語化などの外国人対応等を実施してきた。

これまでの取組の成果や課題を踏まえて取組を発展的に持続させるため大山隠岐国立公園満喫プロジェクトを継続することとし、この度、「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2025」を策定した。

＜地域協議会構成員＞

行政：環境省（事務局）、林野庁、国土交通省、島根県、岡山県、鳥取県、大山町、松江市、出雲市、大田市、隠岐の島町、真庭市

民間：山陰インバウンド機構、大山王国、隠岐観光協会、（一社）中海・宍道湖・大山園城観光局、西日本旅客鉄道（株）、隠岐汽船（株）〔アドバイザー〕（株）山陰合同銀行

2 ステップアッププログラム 2025 の概要

本プログラムでは、新型コロナウイルスの影響等を踏まえ、訪日外国人に加えて国内旅行者もターゲットとした国内外からの利用者の回復を目標としており、本プログラムに基づき引き続き大山隠岐国立公園の魅力向上と受入環境の整備等に取り組む。

- (1) 計画期間 令和3年度から令和7年度までの5年間
- (2) プランティング・テーマ 神話と山岳信仰が息づく暮らしとともにある山・島・海
- (3) 目 標
 - I 自然と文化を活かした上質な観光を提供し、大山隠岐国立公園ならではの魅力を極める。
 - II 新型コロナウイルス感染症による影響前の水準まで国内外からの利用者数を回復させる。
- (4) 取組概要（〔 〕内は実施主体）

○大山隠岐国立公園全域

- ・訪日外国人向け観光パス「Discover Another Japan Pass」（中国5県の観光施設入場券等を盛り込んだスマートフォンアプリ）にJR等の交通商品の購入・決済機能を付加〔山陰インバウンド機構〕
- ・動画配信サイトを含むSNSやウェブサイトによる魅力発信〔各構成員、民間事業者等〕
- ・瀬戸内海国立公園、山陰海岸国立公園等と連携したプロモーションの実施〔環境省〕等

○大山蒜山三徳山地域（鳥取県内の取組）

＜大山寺・大山山頂＞

- ・入山協力金導入検討・実証事業実施〔環境省、鳥取県、大山町〕
- ・星空観察ツアーや日本遺産「大山」のストーリーを活かしたツアー等の充実・ガイドの育成〔大山町、大山観光局〕
- ・民間の知見を活用したキャンプ場再整備（下山、豪円山）〔環境省〕等

＜奥大山・鏡ヶ成＞

- ・鏡ヶ成湿原・草原の保全・再生と利活用〔鏡ヶ成保全再生生活用協議会〕
- ・奥大山スキー場及び周辺施設の活用計画策定・整備〔江府町〕等

＜その他＞

- ・植生保護のためのシカ対策〔環境省、林野庁、鳥取県、岡山県、市町村〕
- ・ナラ枯れ対策〔環境省、林野庁、鳥取県、市町村、民間団体等〕
- ・オオサンショウウオ保全体験ツアーの磨上げ〔環境省、日南町、住民等〕
- ・大山滝吊橋改修〔鳥取県〕・三徳山展望休憩所整備〔鳥取県〕
- ・小鹿溪遊歩道等整備〔三朝町〕
- ・岡山県と鳥取県で連携したワーケーションのモニターツアーや企業視察等の受入を実施〔鳥取県、岡山県〕等

【参考】現行プログラム（ステップアッププログラム 2020）

- (1) 計画期間 平成28年度から令和2年度までの5年間
- (2) 目 標 令和2年訪日外国人利用者数を平成27年比2.5倍
- (3) 実 績
 - ・大山隠岐国立公園の外国人利用者数が平成27年から令和元年で約1.5倍に増加したが、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により激減しているとみられる。
＜外国人宿泊者数＞※R2推計値未公表
H27：10.7万人→H28：10.5万人→H29：12.6万人→H30：14.7万人→R1：15.9万人
 - ・ステップアッププログラムに基づき、令和2年度までに登山道や避難小屋の改修、公衆トイレの洋式化や案内板の多言語化などの外国人対応等の集中的実施により滞在環境が改善するとともに星空をテーマとするツアー開発などが図られてきた。

令和3年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）について

令和3年3月2日
くらしの安心推進課

食品衛生法に基づき、都道府県知事等が毎年度策定することとなっている「食品衛生監視指導計画」について、令和3年度計画案の概要を報告する。

なお、現在パブリックコメントを実施中であり、保健所設置市である鳥取市においては、東部圏域の計画を別途策定中である。

〔鳥取県食品衛生監視指導計画について〕

県内に流通する食品等の監視指導、食品取扱事業者への指導及び消費者に対する食品衛生の啓発等の実施方法及び実施内容を定め、これを実施することにより食品の安全性確保を図るものである。

1 計画（案）の概要

- (1) 位置付け 食品衛生法第24条に基づく監視指導に関する計画
- (2) 期 間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（1年間）
- (3) 内 容

項目	主な取組
監視指導の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・中部及び西部総合事務所に食品衛生監視員を配置し、効率的かつ効果的な監視指導を実施 ・衛生環境研究所及び食肉衛生検査所で科学的な根拠に基づいた検査を実施 ・広域的食中毒が発生した際は、国や関係自治体と連携して迅速かつ効果的な調査を実施 等
監視指導の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・食品取扱施設の計画的な監視指導を実施するとともに、過去2年間に食中毒が発生した施設や大量調理施設等に対して重点監視を実施 ・[強化] 改正食品衛生法^(注1)に伴い鳥取県食品衛生条例に再設定した施設基準及び鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例で設けている本県独自の規制制度を再編したことへの対応について、事業者にあわせた助言、緩和措置等の周知及び対応指導を強化 ・原料原産地表示の義務化に係る経過措置期間終了に向け、適正表示の指導を実施 ・全国及び本県の食中毒発生状況を考慮して、アニサキス等の食中毒予防対策の啓発及び指導を実施 ・本県の食品の流通状況等を考慮した収去検査（食品の抜き取り検査）を実施 等
食品等事業者自らが実施する衛生管理等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生管理を担当する者の養成及び資質向上のため、食品衛生責任者講習会や認定生食用食肉取扱者講習会等を開催 ・[強化] 業種別のHACCP（ハサップ）^(注2)導入研修会の開催や食品衛生推進員の派遣により、HACCP義務化対応に取り組む事業者の導入支援を強化 ・[強化] 改正食品衛生法に基づく営業許可手続きや営業届出手続きについて新規対象事業者等への指導及び普及啓発を強化 ・各総合事務所に食品表示相談窓口を設置し、食品取扱事業者や消費者からの相談に対応 ・（一社）鳥取県食品衛生協会と連携して食品取扱事業者への食中毒注意報等の注意喚起を実施 ・[新規] 食品衛生法に基づく監視の機会を通して食品取扱施設における新型コロナウイルス感染症対策も指導 等
情報提供及び意見交換に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全推進会議の開催等により食品に関わる様々な立場の県民とリスクコミュニケーション^(注3)を実施 ・パンフレットの作成やツイッター等を活用して県民に対する食中毒予防情報を発信・提供 等
人材の育成及び資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・国が開催する研修会等への参加による食品衛生監視員の資質向上 ・食品衛生模範施設や食品衛生功労者へ県知事表彰を授与 等

(注1) 改正食品衛生法：HACCP（ハサップ）義務化、営業許可制度の見直し、営業届出制度の新設等

(注2) HACCP：Hazard Analysis Critical Control Point（危害分析重要管理点）

製造工程で微生物汚染などの危害を予め分析し、その結果に基づいて管理方法を定め、これを連続的に監視・記録することにより製品の安全を確保する国際的に推奨されている衛生管理手法

(注3) リスクコミュニケーション：食の安全・安心についての情報交換・情報提供

2 今後のスケジュール（予定）

令和3年2月12日～3月5日 パブリックコメント実施
 3月中旬 鳥取県食の安全推進会議において最終案の検討
 3月下旬 常任委員会報告（パブリックコメント結果報告）
 計画策定及び公表

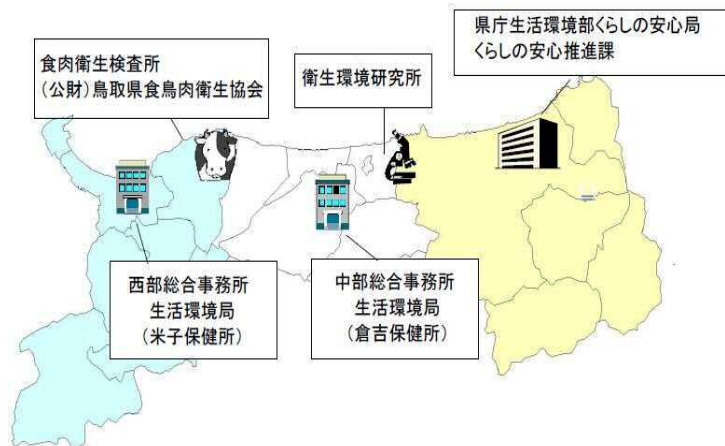
令和3年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）の概要

食品衛生法第24条に基づき、都道府県知事等は毎年度「食品衛生監視指導の実施に関する計画」を定め、この計画に従って食品衛生に関する業務を実施することとされています。

この度、県では「令和3年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）」を作成しました。

1 監視指導の実施体制等

- 食品関連事業者が行う食の安全性の確保が適切に行われているか状況を把握し、衛生指導を実施するため、中部及び西部総合事務所に食品衛生監視員を配置し、効率的かつ一元的な監視指導を行います。
- 食の安全性確保を図るため衛生環境研究所、食肉衛生検査所で科学的な根拠に基づいた検査や研究を行います。
- 中核市である鳥取市と密に情報交換を図り、効果的な監視指導を行います。
- 県域を越える広域的な食中毒事案が発生した際は、広域連携協議会等を活用し、国及び他自治体と連携し拡大防止等迅速な対応を行います。
- 農林水産部局と連携し、生産段階からの食の安全性の確保に努めます。



2 監視指導の内容等

- (1) 食品衛生法等の改正に関する周知及び対応指導
 - HACCP(ハサップ)義務化並びに改正後の営業許可制度及び営業届出制度に県内事業者が対応できるように、各所相談窓口で施設にあわせた技術的な助言を行うとともに、制度説明や対応指導を計画的に行います。
- (2) 重点的に監視指導を実施すべき事項
 - 食品衛生上の危害の発生状況を分析し、社会的な影響等を考慮して重点的な監視が必要な業種を中心に監視を実施します。(表1)
 - 食の安全を確保するため、生産から流通、販売、消費に至る各段階において、事業者の衛生管理が適切に行われているか確認します。
- (3) 食中毒予防対策の強化
 - 令和元年及び令和2年(速報)の全国及び本県の食中毒の発生状況(表2)を考慮し、以下の食中毒の予防対策を重点的に行います。
 - ア 腸管出血性大腸菌、カンピロバクター対策
加熱不十分な食肉等の喫食の関与が多いことから、施設での衛生的な取扱い等について指導・啓発を行います。生食用食肉の提供施設に対しては、規格基準等の遵守を指導するとともに、消費者に対して、食肉や内臓の生食は食中毒のリスクがあることを注意喚起します。
 - イ ノロウイルス対策
飲食店等における正しい手洗い及び適切な消毒方法の徹底、調理従事者等の健康管理、食品の取扱い等について監視指導・啓発を行います。
 - ウ 自然毒(有毒植物やフグ毒等)食中毒対策
有毒植物の誤食や素人調理によるフグ食中毒が発生したことから、注意喚起を強化します。
 - エ 寄生虫による食中毒対策
平成27年から令和2年にかけて寄生虫による食中毒が多発したことから、予防啓発を強化します。
- (4) 食中毒細菌迅速検査法の活用
 - 衛生環境研究所において開発された食中毒菌の迅速検査法を活用して食中毒事件の原因究明調査を行います。この検査法を活用することで、結果判明までの時間を大幅に短縮することができ、食中毒の被害拡大防止を速やかに行うことができます。
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策の指導
 - 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを食品衛生法に基づく監視の機会を通して周知するとともに、遵守状況を確認の上、各施設にあわせた感染予防対策を指導します。

3 食品等の収去検査について

- 食品の製造工場や販売施設等から食品の無償提供を受け、試験機関において検査を行います。
- 消費者の安全性確保を目的に、県内流通食品について検査します。
- 野菜や果物については、県内で使用されている農薬の実態に併せて検査項目を選定します。

4 HACCP義務化対応に取り組む事業者への導入支援

- 県内事業者がHACCP義務化に対応できるよう、各種講習会による周知活動、業種別の導入講習会の開催、食品衛生推進員によるフォローアップ巡回活動など施設に応じたきめ細かい支援を行います。

5 消費者との情報交換、情報提供の実施

- 出前講座、研修会、食の安全推進会議等を通じて、消費者の皆さんと食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション(情報交換・情報提供)を行います。
- 特に消費者へ食の安全に関する正しい知識を普及啓発するため、各分野の専門家等を講師として講演会又は施設見学等を実施します。
- 食品による危害発生防止のため、報道への資料提供、ホームページ、ツイッター及びパンフレット等により、迅速に必要な情報を提供します。

6 人材育成について

- 食品衛生監視員等食品衛生関係職員の資質の向上に努めます。
- 食品等事業に携わる関係者及び給食施設関係者に衛生講習会を行うとともに、食品衛生模範施設及び食品衛生功労者に対し、県知事表彰の授与を行います。

7 主な変更点

項目	事項
1 監視指導計画(全体)	○関係法令の成立及び改正に伴う所要の改正を行う。 ・肥料取締法を肥料の品質の確保等に関する法律に変更 ・農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律を追記 ・重点監視対象施設等の施設の区分に改正食品衛生法の許可制度及び届出制度を反映 ・監視事項の根拠に改正食品衛生法施行規則等を反映
2 監視指導計画(本文)	○改正食品衛生法等の施行に伴う対応施策の追記を行う。 ・食肉衛生検査所による食鳥検査法に基づく外部検証に係る検査業務を追記 ・各総合事務所生活環境局による食品衛生法に基づく許可及び届出対象事業者への手続き指導業務を追記
3 監視指導計画(本文)	○新型コロナウイルス感染症対応に係る所要の改正を行う。 ・各総合事務所生活環境局による食品衛生法に基づく監視の機会を通じた感染予防対策の周知及び指導を追記
4 別表5 令和3年度食品収去検査実施計画	○本県の実情を勘案した変更を行う。 ・隔年実施の発酵乳・乳飲料、漬物(浅漬以外)、食肉製品、魚介類加工品を実施 ・食品表示法の施行に伴うアレルギー表示の変更に係る事業者対応が進み、違反件数が減少している状況を鑑み、検体数を減少 ・アイスクリーム類製造及び魚肉ねり製品製造施設の稼働状況を鑑み、検体数を減少
5 別表6 令和3年度食品汚染物質検査計画	○本県の実情を勘案した変更を行う。 ・残留農薬検査の品目として、こまつなに代わりたまねぎを実施 ・隔年実施のはちみつを実施

表1 主な重点監視対象施設における監視事項

施設の区分	対象施設の要件	監視回数	重点監視事項
①食品衛生法違反施設	過去2年(R1~R2)のうち、食品衛生法違反により、処分や文書指導を受けたことのある施設（食中毒発生施設、食品衛生法第6条違反食品製造等であり、継続して監視指導が必要な施設）	3回/年	①改善事項の遵守の確認
	食中毒原因施設のうち、寄生虫による食中毒の原因施設	1回/年	
②大量調理施設	飲食店営業（一般食堂、旅館・ホテル）、弁当を製造しているそうざい製造業及び給食施設のうち、概ね同一メニューを1回300食又は1日750食以上提供し、事故が発生した場合、大規模食中毒につながる可能性がある施設	1回/年	①下処理及び原料からの二次汚染防止 ②加熱食品の十分な加熱 ③加熱後、冷まして喫食する食品速やかな放冷 ④手指等からの二次汚染防止 ⑤調理器具等の洗浄消毒の徹等 ⑥従事者の健康管理 ⑦異物混入防止対策の徹底
③生食用食肉等取扱い施設（容器包装に入れられた状態の取扱いを除く）	食品（牛肉）の特性から、腸管出血性大腸菌、カンピロバクターによる食中毒の発生を未然防止する必要性の高い施設	1回/年	①加工（調理）基準の遵守 ②殺菌温度の確認と記録 ③成分規格（細菌検査結果）の確認 ④保存基準の遵守（温度管理） ⑤表示基準の遵守（掲示） ⑥認定生食用食肉取扱者の設置
④野生鳥獣肉処理施設	食品の特性から、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、E型肝炎ウイルス等による食中毒の発生を未然防止する必要性の高い施設	2回/年	①ガイドラインに基づく作業手順の遵守 ②器具等の洗浄・殺菌及び管理状況 ③原料及び製品の適正な温度での保管 ④施設内の衛生管理状況
	上記のうち季節営業等で稼働率が低い施設	1回/年	

表2 鳥取県食中毒発生状況（事件数）

	R1	R2
ノロウイルス	2 (1)	1 (1)
寄生虫（アニサキス）	2 (1)	7 (3)
カンピロバクター	1 (1)	6 (4)
黄色ブドウ球菌	—	—
サルモネラ属菌	—	1 (0)
動物性自然毒	1 (0)	1 (0)
植物性自然毒	1 (0)	—
化学物質	1 (0)	1 (1)
不明	—	—
合計	8 (3)	17 (9)

※（ ）の件数は東部圏域分（内数）

いかのおすしダンス動画の公開及び募集について

令和3年3月2日
くらしの安心推進課

子どもや保護者の防犯意識を高め、誘拐などの犯罪から子どもたちを守るため、鳥取県版オリジナルいかのおすしダンスを制作・公開するとともに、ダンス動画を募集することとしたので、その概要を報告する。

1 「いかのおすし」の概要

平成16年度に、「深刻化する犯罪から子どもを守ろう」として東京都と警視庁が考案した防犯標語であり、5つの分かりやすい語呂合わせによって全国に広まり、歌やダンスも作られるなど各地の防犯教育で使われている。

- ①ついて「いか」ない
- ②知らない人の車に「の」らない
- ③「お」お声でさけぶ
- ④「す」ぐ逃げる
- ⑤「し」らせる

2 鳥取県版オリジナル「いかのおすし」動画の制作

(1) 動画の概要

- ・鳥取砂丘、三朝温泉、大山など県内6か所の観光地で撮影を行い、オムニバス編集した動画（2分20秒）である。
- ・その他、振付確認用動画（2分12秒）、振付説明用動画（2分32秒）も制作した。

(2) 制作スタッフ

- ①曲・振付・ダンス：近藤良平 氏（コンドルズ）
- ②動画・イラスト制作：オクダサトシ 氏（コンドルズ）
- ③撮影・コーディネート：浜崎昭匡 氏（フォトグラファー、(株)楠城屋商店代表取締役）
＜制作スタッフプロフィール＞
 - ・コンドルズ：男性のみ学ラン姿でダンス×生演奏×人形劇×パフォーマンス×映像×コントを展開する日本を代表するダンス集団。
 - ・近藤 良平 氏：コンドルズ主宰／振付家・ダンサー。第67回芸術選奨文部科学大臣賞受賞。第4回朝日舞台芸術賞寺山修司賞受賞。NHK教育『からだであそぼ』などに出演。
 - ・オクダサトシ 氏：東京藝術大学大学院で油画専攻した芸術学修士。コンドルズの舞台・映像作品における小道具制作や美術などを担当。
 - ・浜崎 昭匡 氏：鳥取市出身。(株)楠城屋商店代表取締役として醤油、味噌を製造販売するかたわら、フォトグラファーとして鳥取銀行、城北高校のポスターを制作。

(3) 動画の公開

YouTube（とっとり動画チャンネル）に掲載するとともに、とりネット内にPRページを作成して発信している。

【とりネット内の動画公開ページ】



3 ダンス動画の募集

鳥取県版オリジナルいかのおすしダンスを、より多くの保育所や小学校等で活用していただき、子どもたちに不審者から身を守る行動を学んでいただくため、鳥取県版オリジナル曲・振付で踊ったダンス動画を広く一般から募集する。

- ・応募動画は、YouTube（とっとり「いかのおすし」ダンスチャンネル）に掲載し一般公開する。
- ・応募者には、記念品（いかのおすし鉛筆）を配布する。

【参考】

○本県における「つきまとい・声かけ等」の発生状況

年度	計	被害者年齢別内訳	
		未成年者対象	成人対象
令和2年	85件	77件	8件
令和元年	109件	102件	7件
平成30年	51件	49件	2件
平成29年	42件	39件	3件

※県警察本部は、令和2年度から少年・人身安全対策課を新たに立ち上げて対応を強化している。

○子ども向けの「いかのおすし」ダンス（簡単ですぐにできるダンス）は、令和元年8月に動画制作し公開している。

鳥取県天神川流域下水道事業の今後10年間(R3～12)の施設・設備の改築及び資金計画等について、流域関連市町と協議し経営戦略を策定したので概要を報告する。

1 目的

下水道サービスを安定的かつ持続的に提供するよう経営基盤の強化を図る。

2 現状分析

- ・維持管理費用は、県・一般会計からの繰入金はなく市町負担金のみで賄っている。また、県・地方債の残高は初期投資に係る償還ピークを既に終えており、現在の年間償還額の水準は適正と考えている。
- ・昭和59(1984)年1月の供用から36年経過し、処理場及び管路の老朽化は進行しているが、劣化状況等を踏まえた点検、調査、予防保全的修繕による長寿命化対策等を行っているため、設備等の故障件数は減少している。(平成26年度:152件から令和元年度:65件に減少)

3 経営の基本方針(3本柱)

(1) 経営基盤の強化

- ・継続的なコスト縮減を図る。(保全的修繕による設備等の故障減、脱水汚泥含水率の低減、省エネの取組強化、競争入札の徹底等)
- ・公共下水道、農業集落排水施設及びし尿処理施設等との連携や事務の共同化など、幅広く検討を行ない、効率的な処理を図る。(当該流域下水道の在り方も含めて、令和4年度に県全体の「広域化・共同化計画」を策定する。)
- ・下水処理に伴い発生する汚泥、し尿・浄化槽汚泥、食品残渣等の複合バイオマス資源の有効活用を図る。(令和2年度から民間提案を公募するなど、予備調査に着手している。)

(2) 計画的な下水道施設の更新等

- ・ストックマネジメント計画(長期的な設備更新・長寿命化対策等)を策定(令和2年度)し、計画的な改築更新を行い、更に施設の効率的な管理運営に努める。

【今後の主な改築更新】

- 受変電設備改築(平成30年度～令和8年度)、管路施設改築(平成30年度～令和4年度)、脱臭設備改築(令和8～9年度)、水処理設備改築(令和4～5、8～9年度)、着水井・分水井ゲート設備改築(令和9年度)

(3) 安心で快適な生活環境の維持・創出

- ・下水道コンクール、親子施設見学ツアー等の広報啓発活動により住民理解を促進する。
- ・下水汚泥、下水熱等の資源や再生可能エネルギーの利活用、温室効果ガス排出削減に貢献する省エネ設備の導入や既存の機械の運転方法の見直し等により、エネルギー使用量の削減を図る。
- ・耐水化対策などハード面での災害対策やBCPについて、計画の策定や更新の検討等を行い、危機管理対策を推進する。

4 投資・財政計画等

- ・流入汚水量の減少が予想されるが、指定管理者のこれまでの経営努力による経費節減効果が表れており、令和元年度の決算額(4.6億円)をベースに、指定管理者との連携によるさらなる経費節減、収入確保等に努め、維持管理に係る市町負担金は現在の単価(93円/m³)を今後10年間維持する。(5年間(H26～H30)の指定管理料の削減額は4.1億円(予算額と実績で対比。年平均0.82億円))
- ・改築更新の投資額が単年度に突出しないよう年間約5～6億円を目安に平準化し、経営の安定化を図る。
- ・県・一般会計からの借入金(令和2年度現在残高14.4億円)は、今後10年間で完済する。
- ・令和元年度末の内部留保資金3億7,800万円は、令和12年度末に3億4,900万円を維持する。

5 経営戦略の事後検証、更新等

- ・毎年度、PDCAサイクルによる進行管理を行い、経営戦略の実効性を確保する。
- ・人口動態や社会情勢等の経営環境の変化を踏まえ、適宜見直しを行う。
- ・第三次鳥取県排水処理施設整備構想(H30策定)の毎年度の点検時のほか、令和2年度のストックマネジメント計画、令和4年度の広域化・共同化計画などの策定に併せて、必要な見直しを行う。

【参考】投資・財政計画・抜粋

(1) 収益的収支

(単位 千円)

区 分	R 1 決算	R 2	R 3	R 5	R 7	R 12
1 営業収益	618,646	627,956	622,078	621,621	616,970	604,796
・維持管理負担金 68 円/㎡	441,658	444,065	442,730	439,882	436,856	427,600
・資本回収負担金 25 円/㎡	176,988	179,585	179,045	177,893	176,670	172,926
2 営業外収益	2,918	632,698	647,362	670,653	681,197	769,530
・他会計補助金	-	19,401	15,508	13,018	10,691	8,037
・他会計負担金	-	4,306	304	3,846	3,444	4,270
・長期前受金戻入A	-	559,246	577,550	598,973	603,805	692,137
・資本費繰入収益	-	46,906	51,162	51,978	60,419	62,248
3 収入合計 (1+2)	621,564	1,260,654	1,269,440	1,292,274	1,298,167	1,374,326
4 営業費用	495,350	1,161,125	1,155,562	1,186,114	1,169,003	1,232,623
・職員給与費	14,046	14,924	14,924	14,924	14,924	14,924
・指定管理料等	481,304	423,850	427,742	425,924	425,924	422,288
・減価償却費等 B	-	696,512	694,935	720,770	705,797	773,382
5 営業外費用	23,721	22,980	20,801	17,467	14,351	9,106
6 支出合計 (4+5)	519,071	1,184,105	1,176,363	1,203,581	1,183,354	1,241,729
7 収支差引 (3-6)	102,493	76,549	93,077	88,693	114,813	132,597

(2) 資本的収支

(単位 千円)

区 分	R 1 決算	R 2	R 3	R 5	R 7	R 12
8 資本的収入	361,306	1,298,379	436,543	601,003	550,843	542,328
・企業債	76,000	259,000	101,000	93,000	83,000	103,000
・他会計補助金	-	7,810	8,710	8,849	10,287	10,598
・他会計負担金	4,345	12,668	5,625	2,585	2,798	2,907
・国(建設)補助金	207,773	737,718	214,583	406,830	374,405	326,186
・市町(建設)負担金	73,188	281,183	106,625	89,739	80,353	99,637
9 資本的支出	510,646	1,462,405	669,595	810,275	775,805	769,793
・建設改良費	354,571	1,300,083	432,312	571,504	521,642	513,971
・企業債償還金	81,759	90,814	93,283	94,771	110,163	110,987
・県借入金償還金	74,316	71,508	144,000	144,000	144,000	144,835
10 資金不足額(8-9)	△149,340	△164,026	△233,052	△209,272	△224,962	△227,465

11 収支再差引(7+10)	△46,847	△87,477	△139,975	△120,579	△110,149	△94,868
12 損益留保資金(B-A)	0	137,266	117,385	121,797	101,992	81,245
13 その他補填財源	54,639	19,712	4,842	1,600	0	0

前年度+11+12+13



14 内部留保資金 (手持ち資金)	378,096	447,597	429,849	440,471	426,585	348,965
----------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

※主な項目を抽出しているため、内訳と必ずしも一致しない。

上・下水道の広域化・共同化に係る令和2年度第3回検討会を県内3流域別に開催したので、概要を報告する。

- 1 開催日 水道：令和3年2月2日(西部)、3日(中部、東部)
下水道：令和3年2月16日(東部)、17日(中部、西部)
- 2 参加者 市町村：上・下水道担当課長ほか
受託者：EY新日本有限責任監査法人(水道)、日水コン・トーマツ共同企業体(下水道)

3 概要

(1) 水道

① 将来推計(自然体シミュレーション)の経過報告

- ・経営に大きな影響を及ぼす年次での建設改良工事や資金調達に係る企業債依存度、借入限度額、内部留保資金の維持目安、基準外繰入金の繰出しルール等の市町個別事情を確認して、可能な限り各市町が策定している経営戦略(長期的な経営の基本計画)の将来推計との整合性を図り、広域化等における効果測定の基礎数値を定める。

② 広域化パターンの検討

- ・受託者からこれまでの検討会の意見交換も踏まえ、標高や同一谷筋等の地形的な条件及び配水池の給水能力等を考慮して、行政界に隣接する施設の統廃合について協議したが、自然流下方式が多い水道施設の構造や給水量の問題等があり、効率化が図られる施設は限定的である。

(東部) 鳥取市、八頭町の隣接地域での相互給水

- ・新たに送水管の布設が必要となるため、コスト高となる。

(中部) 倉吉市、湯梨浜町、北栄町の隣接地域の相互給水

- ・配水池の給水能力や標高等を考慮しつつ、継続して検討する。

(西部) 米子市、南部町、伯耆町の隣接地域での相互給水

- ・米子市から南部町、伯耆町への給水はポンプ圧送が必要となり非効率となる。

- ・米子市、南部町、伯耆町の隣接地の間では、他の給水区域をカバーできるほどの給水能力がなかったり、水源の安定性に課題がある。

③ 中山間地の小規模水道の在り方

- ・広域化が困難な中山間地の小規模な水道は、維持管理の共同化が有効と考えられるため、先進県である奈良県等の取組を研究し、検討を進める。
- ・奈良県では、地元企業、住民、自治体等で構成する受け皿組織の設置を検討している。

(2) 下水道

① 将来推計(自然体シミュレーション)の経過報告

- ・水道と同様に広域化の効果測定の基礎数値を定める。なお、建設改良工事については、ストックマネジメント計画、経営戦略、過去実績等を優先順位付けして、更新投資額を予測する。

② 広域化パターンの検討

(ア) ハードの統廃合(汚水処理・汚泥処理)

- ・下水道は自然流下方式にポンプアップを組み合わせることが多いため、統廃合の検討対象となる施設数は多い。

※統廃合は、廃止する処理場をポンプ場化して、統合先施設へ汚水を送水して処理する。

- ・汚水処理施設の統廃合等について、統合する場合としない場合の費用比較のほか、統合する受入施設・設備の能力拡充の必要性、新たに設備等を建設するための敷地拡大の必要性等を踏まえ、検討結果を提示した。今後は施設の1対1の統廃合、1対複数の統廃合のパターンを絞り込み、効果が最大となる最善策の検討を進める。

- ・汚水処理について、県(受託者)から市町村へ提示した施設統廃合の候補案は別紙のとおり。

- ・汚泥処理については、焼却施設での一括処理、し尿等との連携処理、移動脱水車の活用拡大の検討を進める。

(イ) ソフトの仕組み構築(事務の共同化等)

- ・具体的な進め方を今回改めて提案し、今後は市町村の希望を確認のうえマッチングを行い、共同化に向けて検討を進める。

(共同化の例) スtockマネジメント計画策定、処理場・ポンプ場・管渠等の維持管理業務、台帳システム整備・保守、人材育成、庁内事務、災害時合同訓練 等

4 今後のスケジュール(予定)

令和3年3月：自然体将来推計の調整、広域化シミュレーション調整・パターン選定、課題整理

令和3年度：パターン別の効果シミュレーション実施、法定協議会移行の準備

4年度：広域化計画の策定、法定協議会の設置

＜下水道（汚水処理）＞市町村へ提示した施設統廃合の候補案

※ 黒塗り部分は、検討会において、費用対効果、地形等の条件から現実的に困難とされた案です。

地区	廃止施設			統合処理する施設	
東部	若桜町	若桜浄化センター（特環）	→	八頭町	丹比中央浄化センター（特環） ※八頭町内の用呂、日田、下徳丸（農集）も統合を検討
		つく米浄化センター（特環）			
		吉川、池田（農集）			
中部	倉吉市	津原、尾原（農集）	→	北栄町	大栄浄化センター（特環） ※北栄町内の北条下水道管理センター（特環）、北条島（農集）も統合を検討
	倉吉市	津原、尾原、小田、横田、東鴨、上神、松河原（農集）	→	鳥取県	天神浄化センター（流域） ※し尿処理施設との連携処理も検討 ※市町内の農集の統廃合も検討
	北栄町	大栄浄化センター（特環）			
		北条下水道管理センター（特環）			
		北条島（農集）			
	三朝町	旭南（農集）			
	湯梨浜町	舎人、宮内、川上、高辻方面（農集）			
	琴浦町	東伯浄化センター（公共）			
赤碕浄化センター（特環）					
琴浦町	東伯浄化センター（公共）	→	北栄町	大栄浄化センター（特環）	
西部	日吉津村	ひえづ浄水センター（公共）	→	米子市	淀江浄化センター（公共） ※米子市内の巖、福岡、福井、大高（農集）も統合を検討
	大山町	稲光平田、長田保田（農集）			
	米子市	春日、巖（農集）	→	日吉津村	ひえづ浄水センター（公共）
	大山町	長田保田（農集）			
	南部町	東西浄化センター（特環）	→	米子市	内浜処理場（公共） ※米子市内の成美第一、成美第二、尚徳、尚徳第二、五千石（農集）も統合を検討
		福成、会見第二（農集）			
	江府町	吉原（農集）	→	伯耆町	大滝（農集）
	日野町	日野中央浄化センター（特環）	→	江府町	チロルの里水処理センター（特環）
貝原（農集）					

公共（公共下水道）：主として市街地における下水を排除し、又は処理するための下水道。
 特環（特定環境保全公共下水道）：公共下水道のうち市街化区域以外の区域において設置されるもの。
 農集（農業集落排水施設）：農業集落における下水を排除し、又は処理するための施設。

令和2年度湖山池会議の開催概要について

令和3年3月2日
水環境保全課
水産課
河川課

湖山池の環境改善等に向けて、県と鳥取市は事業の方向性、情報共有等を行う湖山池会議を開催したので、概要を報告する。

- 1 日時等 令和3年2月19日（金）午後2時30分～3時30分 鳥取県庁講堂他（オンライン会議）
- 2 出席者 鳥取県：小林統轄監、生活環境部長、農林水産部長、県土整備部長、東部地域振興事務所長
鳥取市：羽場副市長、市民生活部長、経済観光部長、農林水産部長、都市整備部長、下水道部長

※湖山池会議：湖山池の現状把握や今後の対応等を協議する県と鳥取市の共同プロジェクト

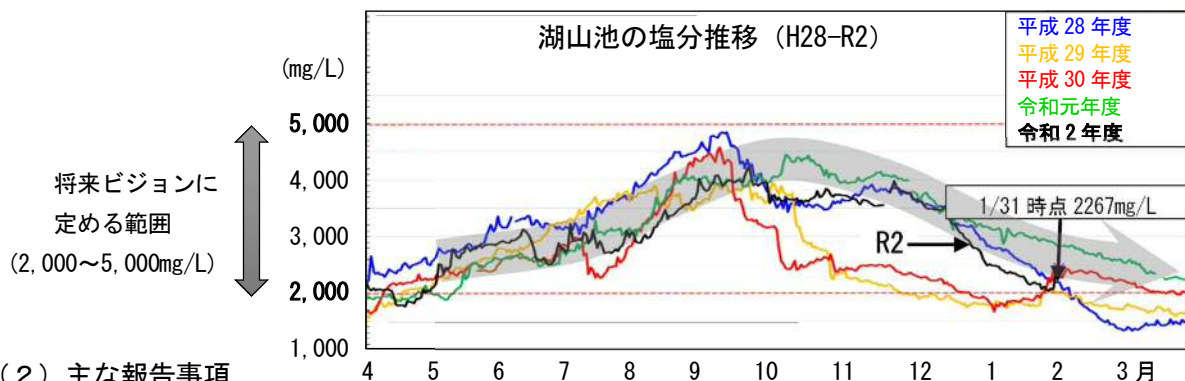
3 協議結果と主な報告事項

(1) 協議結果

○令和3年度の塩分濃度管理方針

令和2年度の塩分濃度は、年間を通じて概ね将来ビジョンに定める範囲内で推移した。令和3年度も引き続き、溶存酸素を監視しながらオーバーフロー構造（上越通水）による水門を細やかに操作することで、塩分を管理していく。

塩分管理	<ul style="list-style-type: none"> ・春季は、将来ビジョンに定める範囲内※で可能な限り、低値で推移させる。 ・夏季は、溶存酸素の確保に最大限配慮しつつ、将来ビジョンに定める範囲※での管理をめざす。 <p>※将来ビジョンに定める範囲：塩化物イオン濃度として2,000～5,000mg/L（海水の1/10から1/4程度）</p>
------	---



(2) 主な報告事項

①水質（市生活環境課、県水環境保全課）

- ・COD（化学的酸素要求量）は平成28年度以降目標値を達成している。
- ・全窒素、全りんは平成25年度以降、改善傾向であったが、令和元年度に増加した。原因は、夏季の湖底貧酸素化による底泥からの栄養塩溶出と考えている。

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	計画目標値
COD (75%値) mg/L	7.9	7.0	5.7	5.5	5.1	4.7	5.4	5.5 以下
全窒素 (年平均値) mg/L	1.20	0.87	0.75	0.67	0.76	0.78	0.97	0.60 以下
全りん (年平均値) mg/L	0.190	0.120	0.100	0.092	0.073	0.078	0.160	0.066 以下

②生態系（市生活環境課、県水環境保全課）

- ・トンボ：福井地区で春に多く見られたが秋に減少した。原因は、福井公園内の池にアカウキクサ類縁種が繁茂し、水底が貧酸素化し幼虫が生育できなかったものと推察している。
- ・カラスガイ：池周辺のため池1か所で保全しているが、1か所では絶滅のリスクがあるので、分散して保全するよう有識者と個別協議して対策を進める。（環境モニタリング委員会の助言）

③湖内流動の解明に係る調査・研究（県衛生環境研究所）

- ・令和4年度に策定する第4期湖山池水質管理計画の水質予測シミュレーションの基礎資料等とするため、引き続き湖内へ流入する海水の流動等を調査して、水質予測の精度向上を図る。

④河川環境整備事業（県河川課、鳥取県土整備事務所）

- ・護岸整備：浅場造成によりヨシ群生の拡大を図るなど、鳥類の飛来等にも配慮した護岸整備を行う。
- ・覆砂：浅部（2.5～3m）では、覆砂厚が保たれヘドロの再堆積もなく、底質改善効果が持続している。

⑤ヤマトシジミの漁獲量・資源管理等（県水産課）

- ・令和2年のヤマトシジミ漁獲量は218tで順調に推移した。
- ・県では資源量調査等を継続し、持続的な漁業となるよう湖山池漁業協同組合と連携して取り組む。

⑥利活用等の推進（市協働推進課、県東部振興課）

- ・湖山池遊覧船の運航を再開した（令和2年9月19日～12月19日運航、3月下旬から再開予定）。
- ・アダプトプログラムによる清掃活動：秋の早朝一斉清掃を実施した（11団体114名参加）。

⑦住民等との意見交換会（市協働推進課、県東部振興課）

- ・湖山池将来ビジョン推進委員会：地域住民の方との意見交換を行う（3月予定）。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和3年3月2日

生活環境部

【変更分】

主 務 課	工 事 名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工 期	契約年月日	変更理由
くらしの安心局 住まいまちづくり課 (営繕課)	県営住宅渡団地第二期エコ改善工事 (53-1棟)(建築)	境港市 渡町	株式会社大協組 代表取締役 小山 典久	(当初契約額) 118,690,000円	令和2年4月20日 ～令和3年1月25日	(当初契約年月日) 令和2年4月17日	
				(第1回変更契約額) 120,720,600円 (変更額) 2,030,600円	(変更なし)	(第1回変更契約年月日) 令和3年1月19日	
くらしの安心局 水環境保全課 (中部総合事務所 県土整備局)	天神川流域下水道事業幹線管渠 更生工事(その12)	東伯郡 湯梨浜町 はわい長瀬	株式会社 クラエー 代表取締役 西村 博文	(当初契約額) 119,350,000円	令和2年10月15日 ～令和3年3月15日	(当初契約年月日) 令和2年9月24日	
				(第1回変更後契約額) 120,351,000円 (変更額) 1,001,000円	(変更なし)	(第1回変更契約年月日) 令和3年2月5日	
くらしの安心局 水環境保全課	天神浄化センター電気設備工事 その30(受変電設備改築)	東伯郡 湯梨浜町 はわい長瀬	東芝インフラシステムズ 株式会社 中国支社 統括責任者 富田 佳則	(当初契約額) 297,000,000円	令和2年2月7日 ～令和3年3月12日	(当初契約年月日) 令和2年2月7日	
				(第1回変更後契約額) 313,467,000円 (変更額) 16,467,000円	(変更なし)	(第1回変更契約年月日) 令和3年2月16日	